

国民年金には障害基礎年金と遺族基礎年金があります

障害基礎年金

病気や事故で障害が残ったときに

国民年金加入中（または加入していた方で60歳～65歳未満のとき）に初診日（初めて医師の診断を受けた日）のある傷病で、原則として初診日から1年6か月たったときに申請できます。

- 初診日から1年6か月後が20歳前のときは、20歳になったときに申請できます。
- 初診日から1年6か月後に障害が軽く、その後に障害が重くなった場合は、65歳になるまで申請できます。

- 1級 974,125 円（2級の1.25倍）
- 2級 779,300 円

生計を共にする18歳未満の子がいるときは次の額が加算されます。

- 2人目まで1人につき224,300円
- 3人目以降1人につき74,800円

障害基礎年金・遺族基礎年金の加算額や遺族基礎年金の支給に該当する「18歳未満の子」には、18歳になったあと最初の3月31日までの間にある子および20歳未満の障害の子を含みます。支給額は平成30年度の額です。

①と②の両方の条件を満たすことが必要です

- ① 障害の等級が該当していること
国民年金法による1級、2級の障害の状態であること。
- ② 一定の保険料を納めていること
初診日の前々月までの保険料納付期間や免除期間などが、加入すべき期間の3分の2以上あること。
ただし、平成38年3月末日までは、初診日の前々月までの直近の1年間に未納がなければ受けられます。
※ 初診日が20歳前のときは納付の条件はありませんが、本人の所得制限があります。

厚生年金加入中に初診日がある場合は障害厚生年金が支給されます

年金額は給与・賞与の平均と加入月数および障害等級により計算され、1級または2級の場合には障害基礎年金もあわせて支給されます。なお、障害厚生年金は3級の場合でも支給されます。

遺族基礎年金

一家の支え手を失ったときに

国民年金加入中や老齢基礎年金を受けられる期間のある方が亡くなったとき、その方によって生計を維持されていた18歳未満の子のある配偶者、または子に支給されます。

支給されるのは、子が18歳になったあとの最初の3月分までです。

- 配偶者が受けるとき 1,003,600 円（子1人分の加算額含む）
- 子が受けるとき 779,300 円

生計を共にする18歳未満の子がいるときは次の額が加算されます。

- 2人目まで1人につき224,300円
- 3人目以降1人につき74,800円

障害基礎年金・遺族基礎年金の加算額や遺族基礎年金の支給に該当する「18歳未満の子」には、18歳になったあと最初の3月31日までの間にある子および20歳未満の障害の子を含みます。支給額は平成30年度の額です。

①～③のすべての条件を満たすことが必要です

- ① 請求できる遺族（18歳未満の子のある配偶者、または子）であること
- ② 亡くなった時の請求者の年収が850万円未満であること
- ③ 亡くなった方が一定の保険料を納めていること
※死亡日の前々月までの保険料納付期間や免除期間などが、加入すべき期間の3分の2以上あること。
※ただし、平成38年3月末日までは、死亡日の前々月までの直近の1年間に未納がなければ受けられます。

18歳未満の子がいなくても遺族厚生年金が支給されます

厚生年金加入中の方や、厚生年金の受給者または受けられる期間を満たした方などが亡くなったときには、遺族厚生年金が支給されます。なお、請求できる遺族の範囲や受給できる期間は遺族基礎年金と異なります。

障害基礎年金と老齢厚生年金などの併給

障害基礎年金を受けながら、厚生年金保険料を納めた場合は65歳以降、障害基礎年金と老齢厚生年金を同時に受けられます。また障害基礎年金を受けている妻（65歳以降）の、厚生年金に加入している夫が亡くなったときは、障害基礎年金と遺族厚生年金が同時に受けられます。

年金相談のご予約は…

☎ 0570-05-4890 まで

年金相談の予約を年金事務所で実施しています。

年金請求の手続きや受給している年金についての相談を希望される方は、予約相談をご利用ください。

- お客様の都合に合わせてスムーズに相談できます。
- 相談内容にあつたスタッフが事前準備のうえ丁寧に対応します。

帯広年金事務所

相談受付時間 月曜日（週初の初日）8：30～19：00
火～金曜日8：30～17：15
第2土曜日9：30～16：00

申請・問合せ先

帯広年金事務所（帯広市西1条南1丁目）☎ 0155（65）5002
役場住民課戸籍年金係 ☎（574）2213

後期高齢者医療制度のお知らせ

交通事故など第三者の行為により、けがや病気になったときは？

交通事故（自動車事故や自転車事故等）や飲食店等での食中毒など、第三者（加害者）の行為によって、けがや病気になったとき、本来、治療費は加害者が全額負担するのが原則ですが、被保険者証を使って治療することができます。

治療費のうち後期高齢者医療制度の負担分については、後期高齢者医療制度が一時的に立て替えて、後日、加害者に請求することになります。

第三者行為とは？

- ・ 交通事故
- ・ 他人の飼い犬に噛まれた
- ・ 購入食品や飲食店等での食中毒
- ・ 暴力行為 など

必ず医療機関に伝えましょう

医療機関に対して第三者行為によるけがなどにより、保険証を使用して治療を受ける旨をしっかりと伝えましょう。

警察に届け出ましょう

交通事故のときは、けがの程度が軽くても必ず警察に届け出し、人身事故として事故証明書を出してもらいましょう。

市区町村の窓口にも必ず申請しましょう

法令により、速やかに後期高齢者医療広域連合に届け出をすることが義務付けられていますので、必ず市区町村の窓口へ第三者行為による被害届の申請をしてください。

北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062
札幌市中央区南2条西14丁目
国保会館6階
☎ 011-290-5601

申請に必要なもの

第三者行為による被害届（市区町村の窓口にあります）
被保険者証
被保険者の印鑑
事故証明書（後日でも可）など
詳しくは市区町村の窓口へご確認ください。

問合せ先

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011（290）5601
役場福祉課保険係 ☎（574）2214